

	都道府県	市町村	支給期間	支給額	適用期間
1	北海道	赤平市	事業活動ができなくなって4日目以降の事業活動ができなかった期間（事業活動を予定していた期間に限る）	5,000円×日数	支給を始める日が令和2年1月1日から令和3年12月31日の間に属する場合
2	岩手県	陸前高田市	事業活動ができなくなって4日目以降の事業活動ができなかった期間（事業活動を予定していた日に限る）	3,000円×日数	令和2年1月1日～
3	秋田県	大館市	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間	直近3カ月の収入の合計額を就労日数で除した金額の2/3	令和2年1月1日～
4	宮城県	松島町	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間（入院が継続する場合は、最長1年6か月まで）	1日につき6,000円×日数	令和2年1月1日から
5	宮城県	柴田町	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から事業を営むことができない期間（最長1年6ヵ月）	1日あたり6,000円×支給対象日数	支給開始日が令和3年4月1日から令和4年4月31日に属する場合
6	山梨県	南アルプス市	医師の診断により事業等に従事できない期間(最長14日)	直近1年間の事業収入÷365日×2/3×事業等に従事できない日数(日額上限あり)	令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間で就労等することができない期間
7	長野県	伊那市	療養のため業務に就くことができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）	5,000円×支給対象となる日数	支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年3月31日の間に属する場合
8	新潟県	新発田市	新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない期間（医療機関が療養のために事業を営むことができないことを証明した期間）ただし、起算日から7日ごとに1日を休業日とみなし支給対象期間から除く。	療養日数1日あたり4,000円（ただし、10万円を上限とする）	傷病給付金の支給を始める日（新型コロナウイルス感染症に感染したと診断された日）が令和2年10月1日から令和4年4月31日まで
9	愛知県	東海市	療養等により業務に就くことができない期間のうち、業務に就くことを予定していた日(ただし、業務に就くことができなかった日から起算して3日間は対象外)	(前年中の事業所得の合計額÷240)×2/3	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの療養等のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は、最長1年6ヵ月まで)
10	岐阜県	飛騨市	新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない場合	令和元年中の事業所得を365で除し、その金額の3分の2を療養日数に応じて支給（上限あり）	支給を始める日が令和2年1月1日以降
11	京都府	京丹後市	事業を営むことができなくなった日から起算し、4日目から支給（支給を始めた日から起算して20日以内）	1日あたり7,000円	令和3年4月1日から令和4年3月31日
12	和歌山県	和歌山市	業務に就くことができなかった日から起算して3日を経過した日から業務に就くことができない期間のうち業務に就くことを予定していた日 ※濃厚接触者の観察期間は支給対象外	4,000円×支給対象日数	令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で療養のため業務に就くことができない期間
13	鳥取県	岩美町	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（最長1年6か月）	前年中の営業収入を365で除した金額×3分の2×支給対象日数	令和2年1月1日から
14	山口県	下関市	事業を営みことが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から事業を営むことができない期間	前年中の事業所得÷365×2/3×支給対象日数	令和2年7月22日から令和4年3月31日まで
15	愛媛県	宇和島市	連続する3日間を含み4日以上労務に服することができないこと	令和2年中の営業所得の額または農業所得の額またはその両方の合計額÷365×支給対象日数×3分の2（1日あたりの支給額に上限あり）	支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年3月31日に属する場合に適用
16	高知県	黒潮町	労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日	5,000円×支給日数	療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6ヵ月まで）